

介護保険は予防と安心で暮らしを

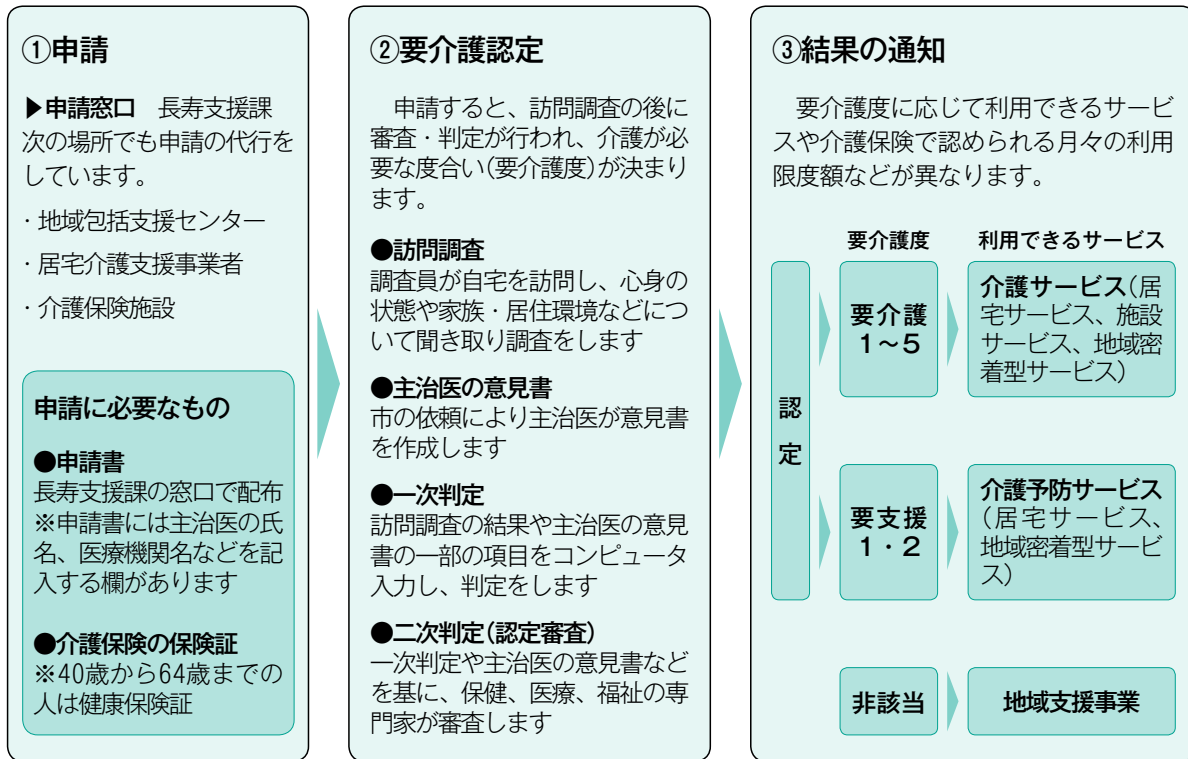
介護保険制度は、皆さんの共通の不安である介護について社会全体で支える仕組みです。介護保険のサービスには、日常生活に支障が出たり、寝たきりになったときに支援するサービスのほか、介護が必要になる状態を予防するためのサービスもあります。どのようなサービスが受けられ、どのように申請するのか確認してみましょう。

40歳以上のすべての人が被保険者

介護保険は、40歳以上のすべての人が加入者（被保険者）です。65歳以上の人が第1号被保険者、40歳から64歳までの人が第2号被保険者となります。

保険料の支払方法は、第1号被保険者の場合、

■申請から認定までの流れ



主に年金からの天引きによる納付となります。第2号被保険者は、加入している国民健康保険や社会保険などの健康保険から徴収されます。

介護サービスの利用には申請が必要です

介護保険のサービスを利用するには、長寿支援課窓口で申請し、要介護認定を受ける必要が

あります。申請は本人だけでなく、家族でもできます。

※申請・認定の流れは左下の表をご覧ください

■認定の対象になる人

▶第1号被保険者(65歳以上) 原因を問わず介護や生活の支援が必要となった人

▶第2号被保険者(40歳~64歳の人) 特定疾病により介護や生活の支援が必要となった人

認定後、各種サービスが利用できます

介護や支援が必要と認定されると、右ページの各種サービスが利用できます。その際、事前に居宅介護支援事業者または地域包括支援センターの職員とともに、どのようなサービスを受けるか、ケアプランを作成してください。

■原則1割の自己負担で利用できます

介護サービス(要介護)、介護予防サービス(要支援)は、原則1割の自己負担で利用できます。

ただし、要介護・要支援の状態区分に応じて上限額(支給限度額)があります(下の表参照)。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担は1割です。上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分の全額が自己負担となります。

■サービスの利用上限額(1か月)

区分	上限額	区分	上限額
要介護1	16万5,800円	要支援1	4万9,700円
要介護2	19万4,800円	要支援2	10万4,000円
要介護3	26万7,500円		
要介護4	30万6,000円		
要介護5	35万8,300円		

※上限額は標準地域のもので、市外の施設などサービスを受ける地域により異なる場合があります

介護保険負担限度額の申請

施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設など)や短期入所生活介護(ショートステイ)を利用する際の食費・居住費については、住民税の課税状況などにより利用者負担額が異なり、下表の第1~第3段階については基準費用額と利用者負担段階の額との差額について給付が受けられます。

負担限度額の制度を利用するには申請が必要です。長寿支援課へ申請後、下表の第1~第3段階の要件を満たしている人には、「介護

保険負担限度額認定証」を発行します。サービス利用時に施設へ提示してください。※負担限度額認定の適用は申請日が属する月の1日からとなります。

また、24年7月1日以降に介護保険負担限度額認定証を交付されている人は、今月30日(日)で認定資格が期限終了になります。既に郵送した「更新のお知らせ」に同封の申請書を7月1日(月)までに長寿支援課または、お近くの支所・連絡所へ提出してください。

■負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階	食費	居住費			
		多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室
第1段階	生活保護受給者または住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者	300円	0円	820円	490円(320円)
第2段階	住民税非課税世帯であって、[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の人	390円	320円	820円	490円(420円)
第3段階	住民税非課税世帯であって、利用者負担第2段階該当者以外の人	650円	320円	1,310円	1,310円(820円)
第4段階	上記以外の人	施設との契約によります			
基準費用額		1,380円	320円	1,970円	1,640円(1,150円)

※()内は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額

分類	掲載位置	規格	金額	備考
4号	本文中	1/4ページ	3万円	2色刷
3号	本文中	1/2ページ	6万円	2色刷
1号	本文末	1ページ	12万円	2色刷

■規格など
望者に配布します。市の刊行物で会社をPRしませんか。
▼発行 25年8月末予定 ▼掲載期間 次号までの約1年間
▼掲載料 左表のとおり ▼締め切り 6月30日(日) ▼申し込み
市ホームページに掲載されている有料広告取扱要綱及び広告掲載基準に沿って、次の広告代理店に直接申し込んでください。申込書はホームページからダウンロードできます。広告の原稿や版下作成などにかかる費用は、自己負担となります ▼申込先 (有)八千代折込
広告(483)0627/ゆりのき台71513 (広報広聴課)